

## 犬山市完全週休 2 日制工事要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、犬山市が発注する建設工事（公共建築工事費積算基準を適用する工事を除く。）において、建設業における労働者の労働環境改善に向けた意識の向上を図るため、建設業における完全週休 2 日制工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日（完了届の提出日をいう。以下同じ。）までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

ア 契約締結日の翌日から施工を開始する日までの期間（現場事務所等の設置、測量その他の工事の準備に要する期間を含む。）

イ 施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間（工事の後片付けに要する期間を含む。）

ウ 受注者が定める夏季休業の期間（3 日間を限度とする。）

エ 受注者が定める冬季休業の期間（6 日間を限度とする。）

オ 工場製作のみの期間

カ 施工開始日が、火曜日から土曜日である場合の、施工開始日を含む週

キ 施工完了日が、日曜日から木曜日である場合の、施工完了日を含む週

ク 工事事務等による不稼働期間

ケ 天災等の突発的な事情による対応期間

コ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週 6 日以上現場作業を余儀なくされる期間）

- (2) 休工日 1日を通して現場作業（現場事務所での事務を含む。以下同じ。）を一切行わない日をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (3) 完全週休2日取得率 対象期間の全週間数に対する第3条に規定する休工日を休工とした週間数の割合をいう。
- (4) 休日取得率 対象期間の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合をいう。

（完全週休2日制工事の形式）

第3条 完全週休2日制工事とは、対象期間において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に休工とするもの。ただし、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日まで）で振替休工を取得した場合は、当該取得日を休工日として取り扱うものとする。

（対象工事）

第4条 完全週休2日制工事の対象とする工事は、次の各号のいずれにも該当する工事のうち犬山市が指定するものとする。

- (1) 現場条件等により工期の延期が生じかねない不確定要素が少なく、完全週休2日制工事の実施が可能な工事
- (2) 予定価格が3,000万円以上の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (4) 緊急性がない工事

（取組内容）

第5条 完全週休2日制工事の取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書において以下のことを明示する。

ア 本要領の対象工事であるか否か

イ 対象工事の場合で、第2条(1)ロに該当する非対象期間を設定する場合はその内容

- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「（完全週休2日制）」

を追記する。

- (3) 対象工事の受注者は、工事施工計画書を市に提出するにあたり、休工日の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督職員と協議を行うものとする。
- (4) 対象工事の受注者は、毎月 5 日までに、工事打合簿により前月の完全週休 2 日制工事の実施状況（休工日及び非対象期間を明示）をカレンダー形式にて提出するものとし、監督職員はこれを確認する。
- (5) 発注者が完全週休 2 日制工事に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

（工事成績評定）

第 6 条 完全週休 2 日制工事における工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 完全週休 2 日取得率が、70 パーセント以上かつ、休日取得率が 28.5 パーセント（7 分の 2）以上の場合には、工事成績評定表の「5. 工事に対する熱意」において評価するものとする。

- (2) 完全週休 2 日取得率の算出方法は、次のとおりとする。

ア 日曜日から土曜日までを 1 週間として算出する。

イ 非対象期間により、日曜日又は土曜日のいずれかが欠ける週は、0.5 週間として算出する。

ウ 日曜日及び土曜日のほか、祝日の休工は、1 日当たり休工の週 0.5 週間分として加算する。

エ 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を含めて第 1 週目とする。

オ 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日までを含めて最終週とする。

(費用の計上等)

第7条 完全週休2日制工事に取り組んだ工事における経費の補正については、次のとおりとする。

(1) 休日取得率に応じた、休工状況の適用区分は、次のとおりとする。

| 休日取得率           | 休工状況の適用区分    |
|-----------------|--------------|
| 28.5%以上の場合      | 4週8休以上       |
| 25%以上28.5%未満の場合 | 4週7休以上4週8休未満 |
| 21.4%以上25%未満の場合 | 4週6休以上4週7休未満 |
| 21.4%未満の場合      | 4週6休未満       |

(2) 補正率は、それぞれの経費に次の補正係数を乗じるものとする。また、市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による。なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価及び現場作業を伴わない工場製作に係る費用は、補正の対象としないものとする。

| 休工状況の<br>適用区分 | 4週6休以上<br>4週7休未満 | 4週7休以上<br>4週8休未満 | 4週8休以上 |
|---------------|------------------|------------------|--------|
| 労務費           | 1.01             | 1.03             | 1.05   |
| 機械経費（賃料）      | 1.01             | 1.03             | 1.04   |
| 共通仮設費率        | 1.02             | 1.03             | 1.04   |
| 現場管理費率        | 1.03             | 1.04             | 1.06   |

(3) 発注者は、完全週休2日制工事に係る費用の計上に当たっては、当初設計から、4週8休以上の達成を前提とした、それぞれの経費に補正係数を乗じ、休工状況を確認後、最終変更契約時に休工状況の適用区分に応じて経費の補正をするもの。なお、契約締結日の翌日から工事完了日までの期間の変更契約については、4週8休以上の達成を前提とした、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

(雑則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知をする工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、新規に契約する工事）から適用する。

完全週休 2 日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

別紙 1

| 名称               | 区分    | 補正係数                    |                         |           |
|------------------|-------|-------------------------|-------------------------|-----------|
|                  |       | 4 週 6 休以上、<br>4 週 7 休未満 | 4 週 7 休以上、<br>4 週 8 休未満 | 4 週 8 休以上 |
| 鉄筋工              |       | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
| ガス圧接工            |       | 1.01                    | 1.02                    | 1.04      |
| インターロッキングブロック工   | 設置    | 1.00                    | 1.01                    | 1.02      |
|                  | 撤去    | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
| 防護柵設置工（ガードレール）   | 設置    | 1.00                    | 1.01                    | 1.01      |
|                  | 撤去    | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
| 防護柵設置工（ガードパイプ）   | 設置    | 1.00                    | 1.01                    | 1.01      |
|                  | 撤去    | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置    | 1.01                    | 1.03                    | 1.04      |
|                  | 撤去    | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
| 防護柵設置工（落石防護柵）    |       | 1.00                    | 1.01                    | 1.02      |
| 防護柵設置工（落石防止柵）    |       | 1.01                    | 1.02                    | 1.03      |
| 道路標識設置工          | 設置    | 1.00                    | 1.01                    | 1.01      |
|                  | 撤去・移設 | 1.01                    | 1.03                    | 1.04      |
| 道路付属物設置工         | 設置    | 1.00                    | 1.01                    | 1.02      |
|                  | 撤去    | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |

| 名称                          | 区分 | 補正係数                    |                         |           |
|-----------------------------|----|-------------------------|-------------------------|-----------|
|                             |    | 4 週 6 休以上、<br>4 週 7 休未満 | 4 週 7 休以上、<br>4 週 8 休未満 | 4 週 8 休以上 |
| 法面工                         |    | 1.00                    | 1.01                    | 1.02      |
| 吹付砕工                        |    | 1.01                    | 1.02                    | 1.03      |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工）              |    | 1.01                    | 1.02                    | 1.03      |
| 道路植栽工                       | 植樹 | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
|                             | 剪定 | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
| 公園植栽工                       |    | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工                |    | 1.00                    | 1.01                    | 1.02      |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工             |    | 1.01                    | 1.02                    | 1.04      |
| 橋面防水工                       |    | 1.00                    | 1.01                    | 1.02      |
| 薄層カラー舗装工                    |    | 1.00                    | 1.00                    | 1.01      |
| グルーピング工                     |    | 1.00                    | 1.01                    | 1.01      |
| 軟弱地盤処理工                     |    | 1.00                    | 1.01                    | 1.02      |
| コンクリート表面処理工<br>（ウォータージェット工） |    | 1.00                    | 1.01                    | 1.01      |

下水道用設計標準歩掛における市場単価

| 名称             | 規格・仕様        | 補正係数                    |                         |           |
|----------------|--------------|-------------------------|-------------------------|-----------|
|                |              | 4 週 6 休以上、<br>4 週 7 休未満 | 4 週 7 休以上、<br>4 週 8 休未満 | 4 週 8 休以上 |
| 硬質塩化ビニル管設置工    |              | 1.01                    | 1.02                    | 1.03      |
| リブ付硬質塩化ビニル管設置工 |              | 1.01                    | 1.02                    | 1.03      |
| 砂基礎工           | 人口施工         | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
|                | 機械施工         | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
| 碎石基礎工          | 人口施工         | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
|                | 機械施工         | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
| 組立マンホール設置工     |              | 1.01                    | 1.03                    | 1.05      |
| 小型マンホール工       |              | 1.00                    | 1.00                    | 1.01      |
| 取付管およびます設置工    | ます設置工        | 1.00                    | 1.01                    | 1.01      |
|                | 取付管布設及び支管取付工 | 1.00                    | 1.01                    | 1.02      |